都市計画市素案の内容等

今回、策定した都市計画市素案は、横浜市が定める都市計画施設として相鉄・東急直通線の位置、区域、構造などを示したもので、今後、この都市計画市素案を基に市民の皆様の意見を伺いながら都市計画の手続きを進めます。
都市計画決定されますと、相鉄・東急直通線の整備区域などが明確化され、事業者はこの計画に基づき事業を実施することになります。
なお、都市計画の手続きと併せて環境影響評価法に基づき環境影響評価の手続きを行ってまいります。

ルート・構造について

相鉄・東急直通線は、相鉄・JR直通線羽沢駅から新横浜を経由し、東急東横線・目黒線日吉駅までの区間に連絡線を整備するもので、既存の鉄道用地等を有効利用しつつ周辺の地形や土地利用、交差構造物等への影響を考慮し、地下トンネル構造を主体として、できる限り最短のルートで結ぶ計画としました。
延長は約9,980m（内、地下式約8,960m）です。
なお、新設する羽沢駅、新横浜駅、新綱島駅については、箱型トンネル構造で整備されます。

都市計画決定されると

都市計画決定の告示が行われますと都市計画施設の区域内に建築物を建築しようとするときは、都市計画法第５３条第１項により許可が必要となります。
また、都市計画事業の認可等の告示が行われた場合は、事業地内で土地の形質の変更、建築物の建築、工作物の建設等を行おうとするときは、都市計画法第６５条により許可が必要となります。なお、事業地内の土地建物等を有償で譲り渡そうとするときは、都市計画法第６７条により施行者への届出が必要となります。（許可基準等については、都市計画課にお問い合わせください。）

都市計画市素案の内容

都市計画の種類及び名称

横浜国際港都建設計画 都市高速鉄道第７号相鉄・東急直通線

都市計画を定める土地の区域

神奈川区三枚町、菅田町、羽沢町及び羽沢南二丁目地内

港北区大倉山一丁目、大倉山三丁目、大曽根一丁目、菊名七丁目、岸根町、新横浜一丁目、新横浜二丁目、新横浜三丁目、樽町二丁目、綱島西六丁目、綱島東一丁目、綱島東二丁目、綱島東四丁目、鳥山町、日吉本町一丁目、大豆戸町、箕輪町一丁目、箕輪町二丁目及び箕輪町三丁目地内

位置、延長及び駅

起点	神奈川区羽沢南二丁目
終点	港北区日吉本町一丁目
延長	約 9,980m（地下式 約8,960m、地表式 約1,020m）
駅	羽沢駅（神奈川区羽沢町及び羽沢南二丁目地内） 新横浜駅（港北区新横浜二丁目及び新横浜三丁目地内） 新綱島駅（港北区綱島東一丁目及び綱島東二丁目地内）
主な経過地	神奈川区三枚町 港北区大倉山三丁目

断面図

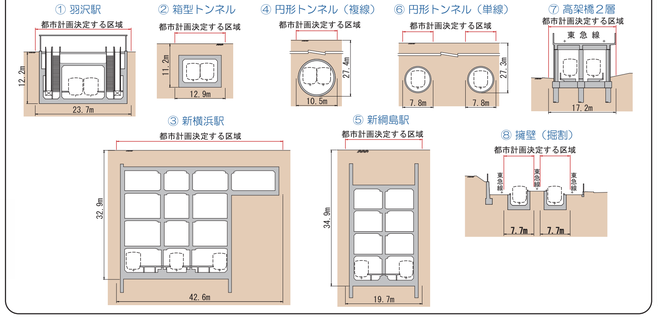

縦断面図

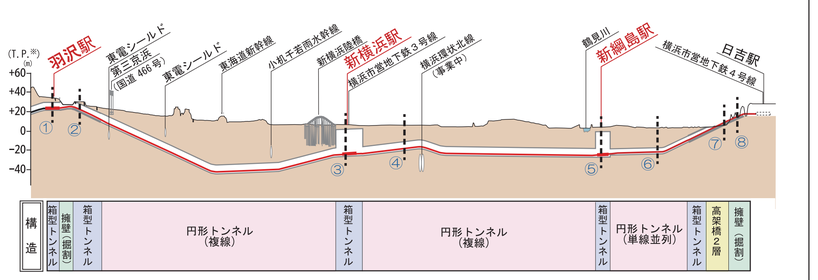

※ T.P.（Tokyo Peil）：東京湾平均海面。縦断図は東京湾平均海面を基準とした高さを示しています。
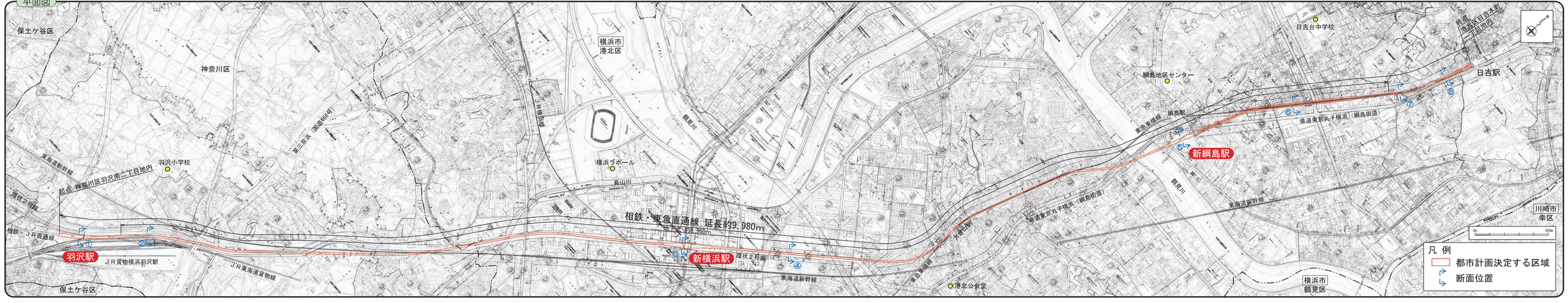
平面図